

第 52 号議案

住居表示の実施等の件

次のとおり住居表示を実施し、町及び字の区域を変更し、並びに町の区域を新たに画する。

令和 4 年 9 月 14 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 住居表示の実施

住居表示を実施する区域に追加する区域	当該区域における住居表示の方法
別図 1 の区域	街区方式

2 町及び字の区域の変更並びに町の区域の変更

住居表示の実施に伴うもの

変更前	変更後	備考
別図 1	別図 2	別図 1 の区域に存する小字は、廃止する。

理 由

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

住居表示に関する法律 ぬきがき

(住居表示の原則)

第2条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20の区及び同法第252条の20の2の総合区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(1) 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内にあ
る建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。

(2) 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

(住居表示の実施手続)

第3条 市町村は、前条に規定する方法による住居表示の実施のため、議会の議決を経て、市街地につき、区域を定め、当該区域における住居表示の方法を定めなければならない。

2～4 [略]

地方自治法 ぬきがき

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2、3 [略]

別図2

